

令和6年度第13回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年1月29日（水）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第29号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 報告第30号 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

日程第6 議案第46号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 29 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 1 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年 6 月 17 日 条例第 16 号

（貸付対象者）

第 2 条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

報告第 3 0 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件

令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について、報告します。

令和 7 年 1 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 学 向 第 3 9 9 号
令和6年（2024年）12月23日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）

北海道教育庁学校教育局長 伊 藤 伸 一

令和7年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長から別添写しのとおり、調査への参加及び協力の意向について照会がありました。

つきましては、次により期日までに回答願います。

なお、令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領は、文部科学省での決定後、別途お知らせします。

記

1 令和7年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式1【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、令和7年（2025年）1月9日（木）までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式1を「様式2【調査票】教育局用」に取りまとめ、令和7年（2025年）1月14日（火）までに、下記担当あてメールで提出してください。

担当：学力向上推進課学力向上支援係 主任 栗田 昂
E-mail: kuwada.noboru@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 関係道立学校

「様式3【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、令和7年（2025年）1月9日（木）までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課特別支援教育指導係あて、メールで提出してください。

胆振教育局教育支援課義務教育指導班 主査 鈴木 理抄
E-mail: suzuki.risa@pref.hokkaido.lg.jp

特別支援教育課特別支援教育指導係 主任指導主事 檜山 正太
E-mail: narayama.shouta@pref.hokkaido.lg.jp

担当：学力向上推進課学力向上支援係
TEL：011-206-6849（ダイヤルイン）
内線：35-742

(写)

6 文科教第 1449 号

令和 6 年 12 月 16 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

令和 7 年 4 月に実施する予定としている令和 7 年度全国学力・学習状況調査について、本調査への参加及び協力の意向について確認いたしますので、下記のとおり御回答願います。なお、令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領は、本年 12 月下旬頃を目途として、追って決定し次第お知らせします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社に対して同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

なお、本調査の参加にあたっては、（参考資料 1）「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」（平成 28 年 4 月 28 日付け 28 文科初第 197 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、適切な取扱いをしていただきますよう改めてお願いいたします。

記

1. 回答期限 令和 7 年 1 月 16 日（木）
2. 回答先・方法 gakucho@mext.go.jp（文部科学省学力調査室）あて電子メール
3. 回答対象・様式
 - （1）都道府県教育委員会
 - 【別紙 1】（小学校）都道府県教育委員会
 - 【別紙 2】（中学校）都道府県教育委員会

- (2) 指定都市教育委員会
 - 【別紙 3】 (小学校) 指定都市教育委員会
 - 【別紙 4】 (中学校) 指定都市教育委員会
- (3) 私立学校担当部局
 - 【別紙 5】 (小学校) 私立学校担当部局
 - 【別紙 6】 (中学校) 私立学校担当部局
- (4) 国立大学法人
 - 【別紙 7】 (小学校) 国立大学法人
 - 【別紙 8】 (中学校) 国立大学法人
- (5) 株立学校担当部局
 - 【別紙 9】 (小学校) 株立学校
- (6) 公立大学法人
 - 【別紙 10】 (中学校) 公立大学法人

4. 回答上の注意

(1) 様式のファイル名について

回答に当たっては、各対象において別紙 1～8 の「ファイル名」を以下の要領で変更していただくよう、御協力をお願いします（別紙 9～10 の回答に際して、指定はありません。）。

現在のファイル名の以下の箇所について、

- 【(参考資料 2) 回答用番号・名称一覧】の「No.」欄に記載の番号を記載
- 【(参考資料 2) 回答用番号・名称一覧】の「都道府県等」欄に記載の名称を記載

(例)

北海道教育委員会の別紙 1 (小学校) のファイル名
01_北海道【別紙 1】(小学校) 都道府県教育委員会

(2) 電子メールの件名について

回答時の電子メールの件名を、(1) のファイル名と同一にしてください、御協力をお願いします（小中該当がある場合は以下の例を参考としてください。）。

(例)

北海道教育委員会の電子メール件名（小中該当がある場合）
01_北海道【別紙 1・2】(小・中学校) 都道府県教育委員会

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局
参事官(調査企画担当)付学力調査室
E-mail : gakucho@mext.go.jp
電話 : 03-5253-4111 (内線 3726)

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和6年12月23日

文部科学省

令和6年12月27日一部訂正

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和7年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあつては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。

(イ) 児童質問調査の調査実施日は、令和7年4月18日金曜日から同年4月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和7年4月14日月曜日から同年4月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ 集計対象

文部科学省が5. の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和7年4月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年4月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

(2) 後日実施等

ア 教科に関する調査

(ア) 教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和7年4月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和7年4月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(イ) CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ 児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

(3) 学校質問調査

令和7年4月1日火曜日から同年4月17日木曜日までの間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、令和7年4月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(中学校理科については、非公開とする問題を除く。)。

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。
※令和7年(2025年)4月17日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により令和7年(2025年)4月17日時点で存在しない学校は、含みません。)
なお、令和7年(2025年)4月17日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、4月18日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により4月17日に実施できず、4月18日以降に実施する」欄に記入してください。(国語・算数・数学を調査基準日である4月17日に実施するかどうかを記入してください。)
また、令和7年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない場合は、「調査の対象となる児童生徒が在籍しない」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②令和7年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)・(B)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合、統廃合・義務教育学校の設置を予定している場合、休校の状況等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、4月18日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④4月18日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

※ 次の教育委員会は、小学校及び中学校の設置管理者として、令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加します。

教育委員会名: 芽室町教育委員会

- ① 所管する学校

※ 令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加する。

	小学校調査					中学校調査				
	学校名	該当する欄に「1」を記入				学校名	該当する欄に「1」を記入			
		調査対象となる児童生徒が在籍する	4月17日に実施する	やむを得ない事情により4月17日に実施できず、4月18日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない		調査対象となる児童生徒が在籍する	4月17日に実施する	やむを得ない事情により4月17日に実施できず、4月18日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1		
	(記入例)〇〇市立〇〇小学校				1	(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1		1	
1	芽室町立芽室小学校	1	1			芽室町立芽室中学校	1	1		
2	芽室町立上美生小学校	1	1			芽室町立上美生中学校	1	1		
3	芽室町立芽室西小学校	1	1			芽室町立芽室西中学校	1	1		
4	芽室町立芽室南小学校	1	1							
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
	合計	4	4	0	0	合計	3	3	0	0

- ② 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

- ③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)・(B)」の内容から変更がある場合等)

(記入例) 学校基本情報の確認(A)・(B)の内容から変更: △△ー□□(〇〇小学校)
統廃合となる予定の学校: 〇〇小学校(廃止)、〇〇小学校(廃止)→〇〇小学校(新設)
休校の状況: 〇〇小学校(R07休校予定)、〇〇小学校(R06休校、R07引き続き休校・再開予定)

- ④ 4月18日以降に調査を実施する学校名とその理由

学校名	理由

日程第 6

議案第 4 6 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 7 年 1 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 4 0 - 7 号

令和 7 年 1 月 2 9 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。